

axisnews

アクセスグループ

6

2021

COLUMN

後継者・幹部に必要な思考
「論点思考」②



知りたいあれこれ Q & A

No.21 「雇用関係の助成金について」

No.22 「デジタルによって変わる！？印紙税の未来」

今月のアクセススタッフ / お知らせ

お世話になっております。
今回は前回の続きで、「論点思考」を実践するためのポイントについてご説明したいと思います。

後継者・幹部が身に着けるべき思考法

- ① 論点思考（イシュードリブン）
- ② 肯定的思考（ポジティブシンキング）
- ③ 批判的思考（クリティカルシンキング）

＜後継者・幹部が身に着けるべき思考法＞

考える際の姿勢	① 論点思考 (通称：イシュードリブン)	①～③は意識しやすい	・ 目の前の問題（プロブレム）が、本当に解決すべき論点（イシュー）か？を考える
	② 肯定的思考 (通称：ポジティブシンキング)		・ 70点でも何とか進める方法はないか？を考える
	③ 批判的思考 (通称：クリティカルシンキング、ゼロベース思考)		・ 相手の言うことを鵜呑みにせず、自分のアタマで考える
考えるためのテクニック	④ 論理的思考 (通称：ロジカルシンキング)	ちょっと難しい	・ MECE（ミーシー） ・ Why so ? / So what ? ・ 演繹法と帰納法
	⑤ A4用紙に書きなぐる法		・ 書きながら考える

- ポイント①：「経営上重要」で、「解決可能」な問題のみにフォーカスする
- ポイント②：「そもそも何が目的なんだっけ？」を問い直す

前回は上記の①については先月号でお話しましたので、今回は②についてお話します。

1. ポイント②：そもそも何が目的なんだっけ？を問い直す

(1) 正しい論点設定をするには真の目的を問い直す

2020年3月に新型コロナウイルスの流行が始まってすぐの頃、「在宅勤務を推進しなければならない」ということが急速に言われ始めました。一方で、「IT化が進んでいない中小企業では在宅勤務は難しい」「中小企業のIT化を進めるべきだ」という議論も巻き起こりました。この議論は、「在宅勤務をいかに進めるか」を論点に設定しており、結果として「うちは在宅勤務はできない」という結論を出していた中小企業も多かったように思います。（もちろん、飲食業のようにそもそも在宅勤務が選択肢としてありえない会社もあります。）

しかしながら、「そもそも何が目的なんだっけ？」を問い直すと、
目的は、「新型コロナウイルス感染リスクを下げながら、業務を継続すること」であり、
「在宅勤務をすること」が目的ではない（手段の一つである）はずです。

そう考えると、そもそも在宅勤務をできるかできないかはあまり問題ではなく、（在宅勤務できる場合は取り入れながら）感染リスクを下げつつ業務継続する方法を考えればよいことになります。

COLUMN

後継者・幹部に必要な思考
「論点思考」②

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アクシスグループ 代表 川人 広平



当社の場合は、「完全に出社ゼロは難しいが、在宅で作業や会議はできる」という業務形態でしたので、以下のように、できる範囲での在宅勤務と、その他の感染対策を合わせることで感染対策しつつ業務継続をしました。

- ・会計税務部門・労務部門は、交代で在宅勤務とし、出社人数を3割くらいに減らす
- ・総務部・決算チェック担当は出社とする
- ・出社人数が減り、会議室も執務エリアとして使うことで、座席間隔を最大限空けて座る
- ・窓を空け換気を徹底する
- ・（完全にペーパーレスにはなっていなかったため）必要な紙資料は、配布した資料保管専用ケースに入れて持ち帰り、在宅勤務時も専用ケース内に保管することを徹底する
- ・移動は全員車のため、公共交通機関利用により密になることもない

上記のようなことは、時間が経つにつれ事例も拡散されていったため、今となって当たり前かもしれません。ですが、当時「在宅勤務できるか」を論点と認識してしまっていた企業の場合、「まずはペーパーレス化をしなければ・・・」となって非常に時間がかかってしまったり、「来客があつたらどうするのか」といった“できない理由”に阻まれて何も進まなくなってしまうかもしれません。

新型コロナウイルス対策のテーマは、全国的な問題で、多くの情報がすぐに行きわたるものだったので、論点設定が間違っていたとしても、すぐ修正が効いたかもしれません。ですが、その他の膨大な経営判断において、後継者や幹部が論点設定を誤ってしまうと、**非常に遠回りになって時間がかかってしまったり、何も進まなくなったりしてしまう**ことがご想像いただけるかと思います。

後継者や幹部は、もちろん（致命的でない）失敗も積み重ねながら経営力を磨いていくことも重要ですが、論点思考のような「勉強すれば身に着けられる技術」は学んで損はないと思います。

（２）お勧め書籍のご紹介

読みやすくお勧めの書籍がありますのでご紹介いたします。

後継者様へのプレゼントに、社員様への課題図書に、どうぞお使いください（笑）

- ・安宅和人（2010）『イシューからはじめよ 知的生産の「シンプルな本質」』 英治出版
- ・内田和成（2010）『論点思考』 東洋経済新報社



ここまでお読みくださりましてありがとうございました。
次回は、今回の続きとして、
② 肯定的思考（ポジティブシンキング）
からご説明したいと思います。



経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報を発信していきます。

今月の講座

「雇用関係の助成金について」（榎葉 稔）

「デジタルによって変わる！？印紙税の未来」（吉田 康晃）

Q & A

No.21

雇用関係の助成金について

今回は、従業員さんの雇用に関する助成金についてご紹介させていただきたいと思います。雇用に関する助成金は、厚生労働省が管轄しており、従業員さんの雇用を安定させることを目的としたものになります。例えば、失業を予防したり、雇用の機会を増やしたり、障害のある方や高齢者を雇用したり、また従業員さんの能力開発を図ることなどに対して助成されます。以下話題の助成金や、使いやすい助成金についてご紹介します。

Q. 最近話題になった助成金で雇用調整助成金とは？

A. 雇用調整助成金は、会社が従業員さんを休業させて、休業してもらっている期間に給料を支払ったとき、その給料分を助成してくれるという助成金です。今も活用されている会社さんはとても多いと思います。

緊急事態宣言が延長されたこと等により、雇用調整助成金の特例措置 が7/31まで延長されることとなりました。

【5月・6月特例措置 → 7/31まで延長】

□ 助成率 90% □ 日額上限 13,500円

なお、8月以降の助成内容については、6月中に改めて周知される予定とのことです。

Q. この他に使いやすい助成金はあるですか？

A. 使いやすいものの一つにキャリアアップ助成金というものがあります。簡単に言いますと、パートさんを正社員にするという試験制度を会社に入れて、その制度通りに運用して実際にパートさんを正社員にしたときに、57万円を受給できるというものです。ただし、いろいろな要件があります。事前に計画を作成し届け出をして、会社の就業規則を整備して、タイムカードや賃金台帳も正しく備え付けていただく必要があります。また、正社員になった後は、給与が3%以上アップしていることという要件もあります。

Q. 助成金の種類が多すぎて分らないです。

A. そうですね。雇用関係の助成金だけで60種類くらいありますから、情報が伝わり切っていないかもしれませんね。

そんなお声を沢山いただいていたので、無料で行える助成金診断サイトを立ち上げました。正社員の人数を選んだり、就業規則の有無などにチェックを入れるだけ、たった5分程度で助成金をいくら受給できるかの診断を行うことができます。どんな助成金があるのか目安にもなりますし、申請を丸投げできる「申請代行サービス」も承っておりますので、是非一度サイトで無料診断をしてみてください。



<https://shindan.jmatch.jp/writeup/?m-staff>



＼ 無料診断 ＼
是非診断してみてください

＼ 私が紹介しました！ ＼



榎葉 稔 マネジャー・人事労務部 部長
社会保険労務士

社会保険労務士法人アクシス 代表。

スイーツ好きが高じ、大学卒業後、愛媛県のお菓子の会社に就職。店長業務を経て、商品企画を担当。その後、28歳で社労士の資格を取り、現在17年目。お客様への労務相談に加え、弊社の採用も担当している。

お問い合わせはこちらまで

社会保険労務士法人アクシス

088-631-8119

Q & A

No.22

デジタルによって変わる！？ 印紙税の未来

少し前の話ですが、河野行政改革担当相が収入印紙の廃止や見直しを検討していると報じられました。これまで収入印紙を利用したことはあっても、印紙税がなぜ必要なのか、どんなときに必要なのかよくわからない方も多いのではないでしょうか？今回は、印紙税について簡単にではありますが、ご紹介したいと思います。

Q. 印紙税とはいったい何ですか？

A. 印紙税とは契約書や領収書を作成したときに国に納める税金です。ざっくりと言えば、契約とかお金のやりとりをする際に作成される書類に対してかかってくる税金です。印紙税は収入印紙を購入し、契約書や領収書に収入印紙を貼ることで国に納めたことになります。

Q. もし印紙税を貼らなかった場合どうなるのでしょうか？

A. 税務調査があった場合に過怠税という罰金がかかります。ます。本来貼るべきだった収入印紙の3倍に相当する金額を支払わないといけません。

Q. 印紙は全ての書類に貼らないといけないのですか？

A. 印紙税はすべての契約書や領収書にかかるわけではありません。印紙税がかからないケースもあります。3つのケースに分けてお話しします。

1つ目は税込5万円未満の領収書には印紙税がかかりません。ただし、領収書に消費税の内訳を記載していれば、税抜で5万円未満まで印紙税はかかりません。

2つ目は、クレジットカードを利用した際の領収書です。領収

書の金額が5万円以上の場合でも、直接現金のやり取りをしていないため、クレジットカードを利用した際の領収書には印紙税がかかりません。

3つ目は、電子契約の場合です。契約書などを書面ではなく、データ上でやりとりする電子契約の場合は、印紙税がかかりません。電子契約を導入すれば、収入印紙を用意する手間や収入印紙の費用を削減できます。また、契約書をオンライン上で結ぶこともできるため、書類を探す手間や管理も楽になります。

Q. 同じ取引でも支払い方法や電子化で税金が変わるのは不公平では？

A. はい、その通りです。上記2つ目と3つ目の取引が増えてきたことで印紙を貼らなくても良い場合が多くなってきました。収入印紙を使った印紙税が時代に即していないということが、収入印紙の廃止が検討されている理由の1つです。ただ、印紙税で国は約3,000億円もの税収(諸説あり)を得ているため、収入印紙が廃止された場合でも、印紙税が完全に廃止される可能性は低そうです。もし収入印紙が廃止されるとしたら、現在は非課税となっている電子契約書にも「デジタル印紙税」のような現在の印紙税に変わる物が課される方向に議論が進むことも十分に考えられると思います。

今後の印紙税関連の動きに注目したいと思います。

＼ 私が紹介しました！ ＼



吉田 康晃 顧客サービス部 1課 スタッフ

大学卒業後、地元徳島の税理士事務所勤務の後、2018年に税理士法人アクシスに入社。前職の経験を活かしつつ、会計担当として月次、決算業務、お客様のご相談対応を行っている。

お問い合わせはこちらまで

税理士法人アクシス

088-631-8119

アクシスグループ

税理士法人アクシス

社会保険労務士法人アクシス

行政書士法人アクシス

川人広平公認会計士事務所

株式会社徳島経理代行センター

株式会社高松経理代行センター

株式会社マネジメント・スタッフ

有限会社エムエスサービス

〔 本社 〕

〒770-0051

徳島県徳島市北島田町

1丁目3-3

TEL:088-631-8119

FAX:088-632-6543

〔 吉野川支店 〕

〒776-0005

吉野川市鴨島町喜来字宮北

485番地1

TEL:0883-26-0182

FAX:0883-26-0187

〔 高松支店 〕

〒760-0079

香川県高松市松縄町

1050-27

TEL:087-814-5875

FAX:087-814-5876

〔 東京支店 〕

〒140-0002

東京都品川区東品川

5丁目9番6 1109号

地方こそアウトソーシングの時代。

経理業務は会社の経営戦略を立てる上でとても大切な業務です。しかし毎月の帳簿作成や後任育成など多くの時間も費やしてしまいます。下記のようなお悩みに該当する方は今こそアウトソーシング（委託）を検討するときかもしれません。



地方においては特に優秀な経理経験者の採用・育成は難しくなっています。

人口減少が続く地方こそ「経理はアウトソーシング」の時代です。

アクシスグループでは、下記の業務を「経理代行」として承っております。

記帳代行

給与計算代行

振込代行

請求書発行代行

資金繰り管理

急に困らないよう、お早めにご検討ください！

当社のLINE公式アカウントでもお問合わせ・ご質問を承っております。QRコードもしくはID検索よりご登録ください。

axis
アクシスグループ

〔 本社 〕

〒770-0051

徳島県徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL:088-631-8119 FAX:088-632-6543

Mail: axis_info@m-staff.com



LINE ID: @928wbhhi